

「想いをかたちに!!」 ボランティア・市民活動の今とこれからを考える

ボランティア OSAKA

VOL.70

2014 SPRING



P. 2 学習支援ボランティアのいま ～ひとり親家庭の子どもたちの未来のために～

家庭の貧困ゆえに、
子どもたちの学習や進学に対する意欲が
低下しているとすれば、
それは大きな問題。

「格差社会」と「貧困の連鎖」も言われるなか、
ひとり親家庭を取り巻く環境は
厳しさを増しています。
今号では、そうした課題に取り組む
学習支援ボランティアを取材しました。



和泉市母子福祉会「きっすサポート」事業



P. 5 大阪府市町村ボランティア連絡会 河南ブロック交流会開催



本紙「ボランティアOSAKA」は
「福祉おおさか」と統合へ



P. 6 ボランティア・市民活動保険 Q & A

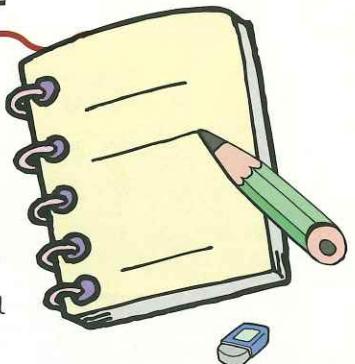
学習支援ボランティアのいま

～ひとり親家庭の子どもたちの未来のために～

今では、学習塾に通い、学力向上に勤しむ子どもたちが多くいますが、その一方で家庭の貧困ゆえに、行きたくても学習塾に通えない子どもたちが増えています。このような要因で子どもたちが学力向上について意欲を失っているのであれば、将来に希望をもち努力できるような社会をみんなで考えていかねばなりません。

なかでも最近クローズアップされているのが、ひとり親家庭の子どもたちを取り巻く課題です。たとえば、子どもたちの進学・学校などの悩みに対し「十分に話す機会がない」などの家庭環境により十分にフォローができないことなどがあげられます。

そこで今回は、このような課題の解決に向けて子どもたちの学習を支援するボランティアな取り組みを取材しました。



ひとり親家庭の子どもたちの学習を 地元の大学生が支援

●和泉市母子福祉会の「きっずサポート」事業(キッサポ)



爲貞修子さん

単に勉強を教えるだけでなく、 子どもたちの人生に寄り添う

毎週土曜日の午後、和泉市の総合福祉会館2階で、ある「学習塾」が開かれています。通ってくるのは、ひとり親家庭の中学生と高校生。講師を務めるのは現役の大学生たちです。「ここがわかれへんねん」「ちょっと、ここに補助線を引いてみたら」「あ、そうか。わかった！わかった！」と、教える側と教えられる側の歳が近いからか、和気あいあい、ときおり大きな笑い声も聞こえてきます。この「学びの場」は、和泉市母子福祉会が、昨年4月にスタートさせた「きっずサポート事業」の現場です。

「いま、母子家庭が置かれている状況は本当に厳しいものがあります。とくに経済的な問題は深刻で、子どもを高校や大学に行かせたくても、なかなか難しいのが現実。子どもたちの将来的な選択肢を少しでも増やせれば…と思い、この事業を立ち上げました」と語るのは和泉市母子福祉会役員の爲貞修子さん。

きっかけは一昨年、豊中市母子福祉会

の取り組みを知ったことでした。実は和泉市に先立ち、豊中ではNPO法人「あっとすぐーる」の協力を得て、同様の事業が先行して始まっていたといいます。

「和泉市でもぜひやりたい！と思って見学にいき、いろいろ学ばせていただき

ました。そして母子福祉会の事務局である和泉市社会福祉協議会の協力を得て、昨年の1月から試験的に始め、4月から正式にスタートすることができました」と爲貞さん。受講生と講師の募集は和泉市社会福祉協議会に協力してもらい、講





取材の日は生徒の数が少なく、ほとんどマンツーマンでの学習サポートが行われていました。関戸さん(写真上)も前田さん(写真右)も、子どもたちにとっては、いいお兄さんであり、お姉さんです



師のオリエンテーションなどはノウハウを持つ「あっとすぐーる」のお世話になり、和泉市でも同様のプログラムがスタートしたというわけです。

一定額の時給が支給されるものの、講師として協力してくれる大学生は、いわば有償ボランティア。この事業の意味を理解し、共感してもらうことは不可欠です。単に時給だけを考えれば、一般の塾の講師や家庭教師のほうが収入が良いのは言うまでもありません。ですから「ここで教える大学生は、みなさん私たちの活動を理解したうえで関わってくれています」。

「貧困の連鎖」が大きな社会問題になっていますが、子どもの学力をつけるのも連鎖を断ち切る一つの手立て。爲貞さんによると「母子家庭では母が懸命に働いているにも関わらず、子どもの教育にかける経済的・時間的な余裕がないために、進学自体を諦めたり多額の奨学金(借金)を背負ってしまうケースは少なくない」とか。就労と子育てが両立しにくい現在の社会構造では、フルタイムで働いても十分なキャリアが積めず、母子家庭の母の収入は同年代の男性のおよそ3分の1と言われています。「戦争未亡人の多かった頃とは違い、いまは大半が離婚母子ですが、シングルマザーの若年化も言われるなか、抱える課題とニーズはますます多様化しています。そして母親だけでなく子どもたちもまた、さまざまに心配事を抱えてしまっている。自

分を表現できず、この教室にすら通ってこられない子どもも大勢います。“キッサポ”は、単に勉強を教えるだけではなく、こうした子どもたちの抱える悩みにも寄り添う場と考えるので、将来的には不登校になり始めやすい小学校高学年も対象にしていきたいと思っています。そのためには交通の不便さをクリアする必要がありますが」と爲貞さん。

いま、この教室に通うのは高校生が3人、中学生が12人で、みんなひとり親家庭の子どもたちです。授業料は月5000円。基本は自学自習形式ですが、単に勉強を教えるだけでなく、約10人の地元の大学生講師が一人3~4人の生徒を受け持ち、進路と一緒に考えたり、ときには人間関係の悩みの相談に乗ったり…、と、いわば「子どもたちの生きる力を育む」活動に取り組んでいます。

子どもたちの「学ぶ権利」を大切にしたい

前田早穂さん(大阪大学人間科学部3年)は、そんな大学生講師の一人。和泉市在住ということもあり、1年前からこの教室での講師を始めました。

「実はもともと、子どもの権利に関心があり、高校生になってからはジェンダー問題にも興味を持つようになりました。そんなこともあります、ここでの活動を始めたんですが、何というか、私が基本的に思っているのは、ひとり親家庭の子

どもたちにも『学ぶ権利がある』ということなんです。

それで、ここで子どもたちに接しながら、自分の女性としての権利についても学べれば、とも思っています」。

また「母親が小学校の教師で、私のここで活動には理解を示し、応援してくれています。ここでは子どもたちを“群れ”としてみるのではなく、あくまでもその子の個別の事情に寄り添います。大勢の子どもが学ぶ公教育では、なかなか難しいですよね。そんなところも母は評価してくれているみたい。接するなかで私に姉のように甘えてくる女の子もいれば、『前田先生はやさしいから好き』なんててくれる子もいて、そんなときは、この活動を始めて本当によかったな、と思いますね」と前田さん。

関戸智大さん(関西学院大学社会学部3年)も和泉市在住で「兄が社協の広報誌を見て、ここで講師を募集していることを教えてくれたのがきっかけ」だったとか。

「社会的に意味のある活動ですから、大きなやりがいを感じています。勉強をみるだけでなく、友達ができない、とか、親についての悩み、とか、いろんな相談にも乗っています。内気あまり喋ってくれなかった子が、本音を打ち明けてくれたりすると僕もうれしくなる。信頼関係が築けた、と感じることができたときが、やはり一番うれしいですね」と彼も満足そうに語ります。

ひとり親家庭の子どもも、 自由に未来を選べる社会を創りたい。

●NPO法人「あっとすぐーる」

子どもたちにとって
「信頼できる兄ちゃん、姉ちゃん」
でありたいですね。

和泉市の「きっずサポート事業」において、大学生講師のオリエンテーションやマネジメント等を担当しているのがNPO法人「あっとすぐーる」です。2010年に設立されたNPO法人で、「経済的に困難なひとり親家庭の子どもが、将来に対して希望を持ち、努力ができる社会を創る」をミッションとして掲げています。現在、直轄事業（単独事業）として箕面市で「渡塾」、豊中市で「マイスイッチ」という学習塾を開講し、府内の母子福祉会に協力するかたちで、紹介した和泉市の「きっずサポート」（いづみ教室）の他、豊中市で「おかまち教室」、



高槻市で「たかつき教室」を開いています。この1月にNHKで「渡塾」が紹介されたので、ご覧になった方もいらっしゃるかもしれません。

このNPO法人の理事であり、和泉市の「きっずサポート」をお世話正在する竹田一成さんに話を伺いました。

「私たちのホームページにも書いていますが、ひとり親家庭にはさまざまなハンデがあります。経済的に大変だ…、親子で一緒にいる時間がなかなかとれない…、ひとり親というだけで変な目で見られる…等々。でも、それって、しょうがないことなんでしょうか。親がひとりの家庭があってもいいし、そんな

家庭はいま、どんどん増えている。けれど、親がひとりというだけで、いろんなハンデがある。それって不平等な気がするんです。ならば、平等な社会をつくればいいじゃないか、ということで『あっとすぐーる』は立ち上りました」。

ひとり親家庭だからお金がない。お金がないから塾に行けない。塾に行けないから学力が伸びない。学力が伸びないから高校・大学に行けない…。

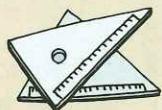
「そうではなくて、ひとり親家庭の子どもにも勉強できる場所があって、そこに行けば、信頼できる兄ちゃん、姉ちゃんがいて、遊んでくれるし、真剣に叱ってくれる。勉強も教えてくれる。高校・

大学のことも教えてくれる。家族のことや友だちのことも聞いてくれる。なんか頑張ってみようかな、と思える。一生懸命勉強して、学力が上がる。そして高校・大学にも自由に行ける。そういう場所が私たちの社会にもっともっとたくさんあればいいですよね。ひとり親家庭の子どもたちが将来に希望を持ち、努力できる社会。私たちはそんな社会を創りたいと思っているんです」と竹田さんは語ります。



竹田一成さん

いま全国に広がる 学習支援ボランティア



あしなが育英会が昨年11月に行った、同会の奨学生を受けている高校生の家庭を対象にしたアンケート(回答2,273世帯)によると、卒業後の就職希望者は27%で、そのうちの53%が「経済的理由で大学などへの進学を断念」と答えています。これは前回より13%増とか。また、親の月収(平均手取り額)は13万8000円足らずで、「教育費が不足している」と答えた親は7割弱にのぼります。一方、これは別のデータですが、20代のシングルマザーの貧困も深刻で、その80%が年収114万円以下、という調査も報告されています。

国の手厚い支援が求められていますが、同時に期待されるのが地域社会でのボランタリーな学習支援。元教員たちが開いた無料学習塾、地域の大人が大学生と一緒にになって、ひとり親家庭の子どもたちを教える教室…、こうした学習支援ボランティアは、いま全国に広がっているようです。大阪府においても寝屋川市や柏原市で、地域の学校応援団「学校支援地域本部」が立ち上がり、地域住民による放課後の学習支援が取り組まれています。また、国においても昨年12月に「生活困窮者自立支援法」が成立し、平成27年度から本格的な取り組みが始まります。しかし、忘れてはならないのが「子どもの自主性を育む」という姿勢。「あっとすぐーる」の竹田さんは、こう言います。「私たちは、勉強を教えながら、子どもたちの自己決定のサポートをしています」。そして、和泉市母子福祉会の鶴貞さんは、こう語ります。「ボランティアだからこそできる支援があると思うんです。教える側と教えられる側との自発的な協働。和泉市の『きっずサポート』は、何よりこのことを大切にしていきたいと思っています」。

大阪府市町村ボランティア連絡会 河南ブロック交流会開催 ～河南町～



平成26年2月18日、近つ飛鳥博物館にて、大阪府市町村ボランティア連絡会河南ブロック交流会（幹事：河南町ボランティア連絡会）が開催されました。

まず、大阪府立近つ飛鳥博物館の森本徹学芸課長より「一須賀古墳群と近つ飛鳥」と題して群集墳の時代や一須賀古墳群の分布や構造などについてお話をありました。

講演後は、事前に実施していたアンケート（後継者の育成・各団体間のネットワークなど）についての報告がありました。後継者の育成については、「ボランティアグループ連絡会主催によるボランティア養成講座を実施」し

ているところが複数の連絡会でありました。

また、ボランティア連絡会独自に広報紙を発行している河南町ボランティア連絡会に注目が集まり、広報担当の大林正代さんは、「最初はパソ

コンの使い方が分からなくても、徐々に広報紙が作れるようになった人もいる」と話しました。

そして、具体的にネットワーク構築のために「音訳の河南ブロック交流会で他市の情報を得たり、意見交換をしている」、「数年前より、身体障害者福祉協会、社会福祉協議会、ボランティア市民活動センターと交流し、災害研修に取り組んでいる」などの意見がありました。

今後は各団体のネットワークについて『市民団体』や『自治会等地縁団体』、『教育機関』などとの連携が必要との意見が多く寄せられました。

『ボランティア OSAKA』は
『福祉おおさか』と統合へ

本紙「ボランティア OSAKA」は1995年3月25日に阪神・淡路大震災救援活動を特集テーマに創刊号を発行して以降、年2～4回様々なボランティア情報を発信してきました。

特集記事では、災害ボランティア活動、NPO、若者・学生ボランティア、福祉教育、シニアが取り組む市民活動、施設ボランティア、障がい者を取り巻くボランティア、子どもを支えるボランティアなど、その時代に応じた先進的な取り組みをされているボランティア活動に焦点をあて、紹介してきました。

このたび、タイムリーなボランティア情報を伝えるとともに、より幅広い関係者への発信を目指し、本会機関紙「福祉おおさか」の中でボランティア情報を発信していくことになりました。今後ともぜひ愛読ください。



※「福祉おおさか」
(毎月発行・1部50円)の購読についてのお問い合わせ

大阪府社会福祉協議会総務企画部(06-6762-9471)までお願いいたします。

大阪府内のボランティアセンター一覧

大阪府ボランティア・市民活動センター TEL:542-0065 大阪市中央区中寺1丁目1-54 大阪社会福祉指導センター内 TEL:06-6762-9631 FAX:06-6762-9679

市町村名	所 在 地	電 話	FAX	市町村名	所 在 地	電 話	FAX
北 摂							
池田市	563-0025 池田市城南3-1-40 池田市保健福祉総合センター1階	072-753-8858	072-753-3444	河内長野市	586-0041 河内長野市大師町26-1	0721-65-0133	0721-65-0143
茨木市	567-0888 茨木市駅前1-7-55 茨木市福祉文化会館4階	072-627-0086	072-627-0107	太子町	583-0911 太子町春日町963-1 総合福祉センター内	0721-98-1311	0721-98-2111
島本町	618-0022 島本町桜井3-4-1 ふれあいセンター内	075-962-5417	075-962-6325	千早赤阪村	585-0041 千早赤阪村大字水分1951-1 保健センター内2階	0721-72-0294	0721-70-2037
吹田市	564-0072 吹田市出口町19-2 吹田市立総合福祉会館内	06-6339-1210	06-6339-1202	富田林市	584-0037 富田林市宮甲田町9-9 富田林市総合福祉会館内	0721-25-8200	0721-25-8230
摂津市	566-0022 摂津市三島2-5-4 摂津市立地域福祉活動支援センター内	06-6318-1128	06-6388-9102	羽曳野市	583-8585 羽曳野市若葉4-1-1 羽曳野市立総合福祉センター内	072-958-2315	072-958-3853
高槻市	569-0804 高槻市柏原町3-1-303 グリーンプラザ3号館3階	072-683-2200	072-683-2209	東大阪市	577-0054 東大阪市高井田元町1-2-13 東大阪市立総合福祉センター内	06-6789-5550	06-6789-2924
豊中市	580-0023 豊中市岡上町2-1-15 豊中市すこやかプラザ内	06-6848-1000	06-6848-1005	藤井寺市	583-0035 藤井寺市北岡1-2-8 ふれあいセンター内	072-938-8220	072-938-8221
豊能町	563-0103 豊能町東ときわ台1-2-6 保健福祉センター内	072-738-5370	072-738-0524	松原市	580-0043 松原市岡保1-1-1 松原市役所東別館内	072-339-0741	072-335-0294
能勢町	563-0341 能勢町宿野114	072-734-0770	072-734-2623	八尾市	581-0018 八尾市青山町4-4-18 サポートやお内	072-925-1045	072-925-1161
箕面市	562-0036 箕面市船場西1-11-35 箕面市総合保健福祉センター一分館	072-749-1535	072-727-3590	泉 州			
河 北							
交野市	576-0034 交野市天ヶ原町5-5-1 交野市立保健福祉総合センター内	072-894-3737	072-894-3737	泉大津市	586-0026 泉大津市東雲町9-15 泉大津市立総合福祉センター内	0725-23-1393	0725-23-1394
門真市	571-0064 門真市御堂町14-1 門真市保健福祉センター内	06-6902-6453	06-6904-1456	和泉市	594-0041 和泉市いき野5-1-7 和泉中央駅南側歩行者デッキアメモール1階	0725-57-0294	0725-57-3294
四條畷市	575-0043 四條畷市北出町3-1	072-878-1210	072-878-6888	泉佐野市	598-0007 泉佐野市上町1-2-9 泉佐野市立福祉センター内	072-469-2155	072-469-2155
大東市	574-0037 大東市新町13-13 大東市立総合福祉センター内	072-874-1082	072-874-1828	貝塚市	597-0072 貝塚市島中1-18-8 保健・福祉合同庁舎内	072-439-0294	072-439-0035
寝屋川市	572-8533 寝屋川市池田西町28-22 寝屋川市立総合センター内	072-838-0400	072-838-0166	岸和田市	598-0076 岸和田市野田町1-5-5 岸和田市立総合センター内	072-430-3366	072-430-3367
枚方市	573-1191 枚方市新町2-1-35 枚方市立総合福祉会館ラボールひらかた内	072-841-0181	072-841-0182	熊取町	590-0451 熊取町野田1-1-8 熊取ふれあいセンター内	072-452-6001	072-452-2658
守口市	570-0083 守口市京阪通2丁目13番1号 さつきホールもりぐち内	06-6992-2715	06-6993-0134	泉南市	590-0521 泉南市樽井1-8-47 泉南市総合福祉センター内	072-483-0294	072-483-0353
河 南							
大阪狭山市	589-0021 大阪狭山市今熊1-85 大阪狭山市福祉センター内	072-367-6601	072-366-7407	高石市	592-0011 高石市加茂4-1-1 市役所庁舎別館1階	072-265-7600	072-261-9375
柏原市	582-0018 柏原市大県4-15-35 健康福祉センター内	072-972-6760	072-970-3200	田尻町	598-0091 田尻町嘉祥寺883-1	072-466-5015	072-466-8899
河南町	585-0014 河南町大字木1359-6	0721-93-6299	0721-93-5299	忠岡町	596-0812 忠岡町忠岡中2-16-25	0725-31-1666	0725-31-3555
				阪南市	599-0201 阪南市尾崎町35-1 阪南市役所内	072-472-3333	072-471-7900
				岬町	599-0303 岬町深日3238-24	072-492-5700	072-492-5701

参考…大阪市社会福祉協議会 大阪市ボランティア・市民活動センター TEL : 06-6765-4041 / 堺市社会福祉協議会 ボランティア情報センター TEL : 072-232-5420

ボランティア・市民活動保険 Q & A

Q ボランティア活動中、自転車で通行人にケガをさせたのですが、勝手に示談した後で賠償責任保険の保険金を請求してもよいのでしょうか？

A 自己の判断によって示談された場合、その示談内容通りに保険料をお支払できない場合があります。なぜなら、賠償責任保険

は法律上の損害賠償責任を補償する保険であり、事故毎に損害額や状況を詳しく調べた上で、賠償金を確定し、保険料をお支払いします。賠償事故が発生した場合は、保険会社（代理店）に連絡のうえ、その指示に従ってください。

26年度「ボランティア総合補償制度」のごあんない

ボランティア活動中の事故に備えて ボランティア活動保険				
補償内容	日本国内においてボランティアがボランティア活動中に、 ①偶然な事故によってケガをした場合の「傷害保険」と ②第三者の身体や財物に損害を与えた場合の「賠償責任保険」です。			
傷害部分	本人のケガ	Aプラン	Bプラン	Cプラン
	死亡・後遺障害保険金額	1,190万円	2,278万円	776万円
	入院保険金日額	5,500円	8,000円	5,500円
	通院保険金日額	3,000円	5,000円	3,000円
	手術保険金	2.75・5.5万円	4・8万円	2.75・5.5万円
	特定感染症	補償します	補償します	補償します
	天災	×	×	補償します
賠償部分	対人	5億円限度 (免責なし)		
	対物			
年間保険料		ボランティア1名あたり		
		300円	500円	600円
加入対象	社会福祉協議会に登録・届出または委嘱等の手続きを経ており、活動内容を把握しているボランティア団体			
対象活動	・無償であること（交通費、食事代など除く） ・自助活動ではないこと			
保険期間	平成26年4月1日～翌年3月31日まで (中途加入の場合は受付日の翌日から)			

各種イベント参加者の補償に ボランティア・市民活動行事保険				
補償内容	日本国内において「ボランティアグループやNPO法人などの市民団体」や「社会福祉協議会の会員団体」が主催者となる行事活動中の、ボランティアスタッフや参加者のケガおよび主催者が賠償責任を負った場合に備えて加入していただくものです。 ※対象となる行事はパンフレットをご覧ください。			
傷害部分	本人のケガ	I型（宿泊なし）	II型（宿泊あり）	
	死亡・後遺障害保険金額	500万円	400万円	
	入院保険金日額	3,000円		
	通院保険金日額	2,000円		
	手術保険金	1.5・3万円		
賠償部分	対人	1名 1億円限度（免責金額なし） 1事故 2億円限度（免責金額なし）		
	対物	1事故 500万円限度（免責金額なし） 受託物のみ1事故・保険期間中500万円限度		
保険料		I型	II型	
	A区分	30円	1泊2日	227円
	B区分	134円	2泊3日	279円
	C区分	262円	3泊4日	287円
加入対象	行事の主催団体で、社会福祉協議会、社会福祉協議会の会員団体および社会福祉協議会に登録されたボランティア・市民活動団体			
保険期間	行事期間中（開催前日までに受付が必要）			

各種NPO団体等の活動に 非営利・有償活動団体保険				
就業中のみの危険補償・準記名式契約（一部付保）特約付帯普通傷害保険/賠償責任保険 (施設所有/管理)者賠償責任保険・生産物賠償責任保険・受託者賠償責任保険				
補償内容	ボランティア保険の対象外で、有償活動を行う団体が活動中に、①スタッフが偶然な事故によってケガをした場合の「傷害保険」と②利用者などの身体や財物に損害を与えた場合の「賠償責任保険」がセットされています。			
傷害部分	本人のケガ	Aプラン	Bプラン	
	死亡・後遺障害保険金額	160万円	328万円	
	入院保険金日額	3,000円		
	通院保険金日額	1,000円	1,500円	
	手術保険金	1.5・3万円		
賠償部分	対人	1名 1億円限度（免責金額なし） 1事故 2億円限度（免責金額なし）		
	対物	1事故 500万円限度（免責金額なし） 受託物のみ 1事故・保険期間中500万円限度		
年間保険料		4,900円	6,300円	
加入対象	社会福祉協議会や加入要件（☆）を満たした、非営利活動を実施する団体・グループ。なお、活動実施主体が営利団体の場合は加入できません。 ☆社会福祉協議会の会員団体および社会福祉協議会に登録された団体・グループ			
保険期間	平成26年4月1日～翌年3月31日まで (中途加入者は加入手続き完了日の翌月15日から)			

移送サービス活動に 移送中事故傷害保険				
交通乗用具搭乗中の傷害危険担保特約付普通傷害保険				
補償内容	日本国内で行われる移送サービス実施に伴い、自動車に搭載している間の急激・偶然・外来の事故により身体に傷害を被った場合に、サービス実施主体の責任の有無に関係なく補償する「普通傷害保険」です。			
傷害部分	本人のケガ	車輌特定		
	死亡・後遺障害保険金額	266.0万円		
	入院保険金日額	3,000円		
	通院保険金日額	2,000円		
	手術保険金	1.5・3万円		
賠償部分	対人			
	対物			
年間保険料		2,000円（乗車定員1名）		
加入対象		社会福祉協議会や加入要件（☆）を満たした、高齢者・障害者等に対する移送サービスを実施する団体。 ☆社会福祉協議会の会員団体および社会福祉協議会に登録された非営利の団体・グループ。活動実施主体が営利の場合は加入できません。		
保険期間	平成26年4月1日～翌年3月31日まで (中途加入者は加入手続き完了日の翌月15日～)			

この広告は保険の特徴を説明したものです。詳しくは各市町村社協に備え付けの各パンフレットをご覧ください。なお、上記の内容は平成26年4月1日から平成27年3月31日までのものです。

[A13-200873、A13-200924、A13-200860]

三井住友海上火災保険株式会社

関西企業営業第三部 公務開発室 TEL.06-6233-1536 FAX.06-6220-3098

ホームページ www.ms-ins.com

各種損害保険・生命保険取扱 (株) 島本保険事務所

T541-0056 大阪市中央区久太郎町4丁目1番3号

TEL.06-6252-4520 FAX.06-6245-4686